

議案第 2018 号

特殊建築物の敷地の位置について
(檜葉町)

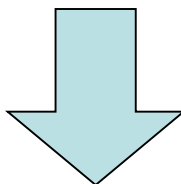
建築基準法第51条 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

用途地域等の条件により、今回は該当しない

「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を指す。



(今回の申請建築物)

**廃棄物処理法施行令第7条第8の2号に規定する
産業廃棄物処理施設**

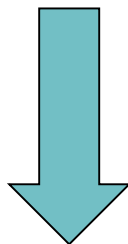
木くず（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類（コンクリートやアスファルト等）の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が**5トン**を超えるもの

特定行政庁とは

特定行政庁とは、建築基準法に基づき建築行政を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)を指す。

○特定行政庁

県、福島市、郡山市、いわき市

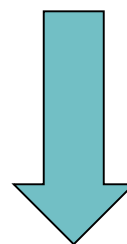


これらの県、市が、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可する。

○限定特定行政庁

(権限の一部が限定されている)

会津若松市、須賀川市



その他の市町村



県が特定行政庁となり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可する。

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

- 施設の技術基準
- 周辺地域への環境影響
- 事業者の技能、経理的基礎 など

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又は**ただし書きによる敷地の位置に関する許可**

許可の基本方針(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針 「4つの視点からの都市計画上の支障の有無」

| 基本方針 | 具体的な要件 |
|-------------------|--|
| 1 都市計画マスタープランとの整合 | 市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。 |
| 2 土地利用計画との整合 | 市街化調整区域には、原則として設けないこと。 原則として住居系用途地域を避け、工業系用途地域とすること。 地区計画等に整合していること。 |
| 3 都市計画施設との整合 | 道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。 |
| 4 市街地開発事業との整合 | 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）に整合していること。 |

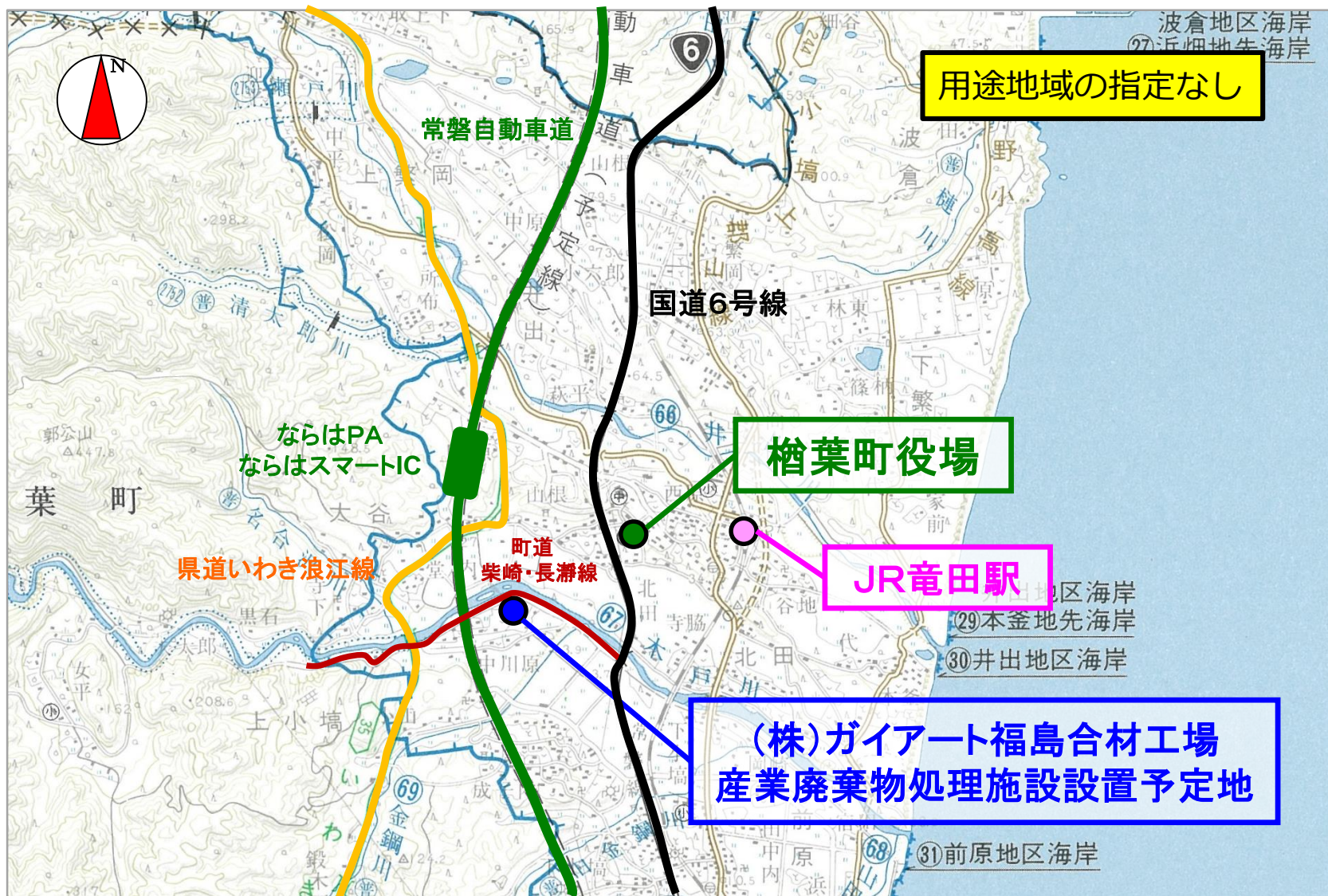
【設置を予定している会社の概要】

- 商号 株式会社ガイアート
- 代表者 代表取締役 山本 健司
- 所在地 東京都新宿区新小川町 8 番 2 7 号
- 主な事業 道路建設工事等の調査、測量、設計、監理、請負
建設資材製造販売

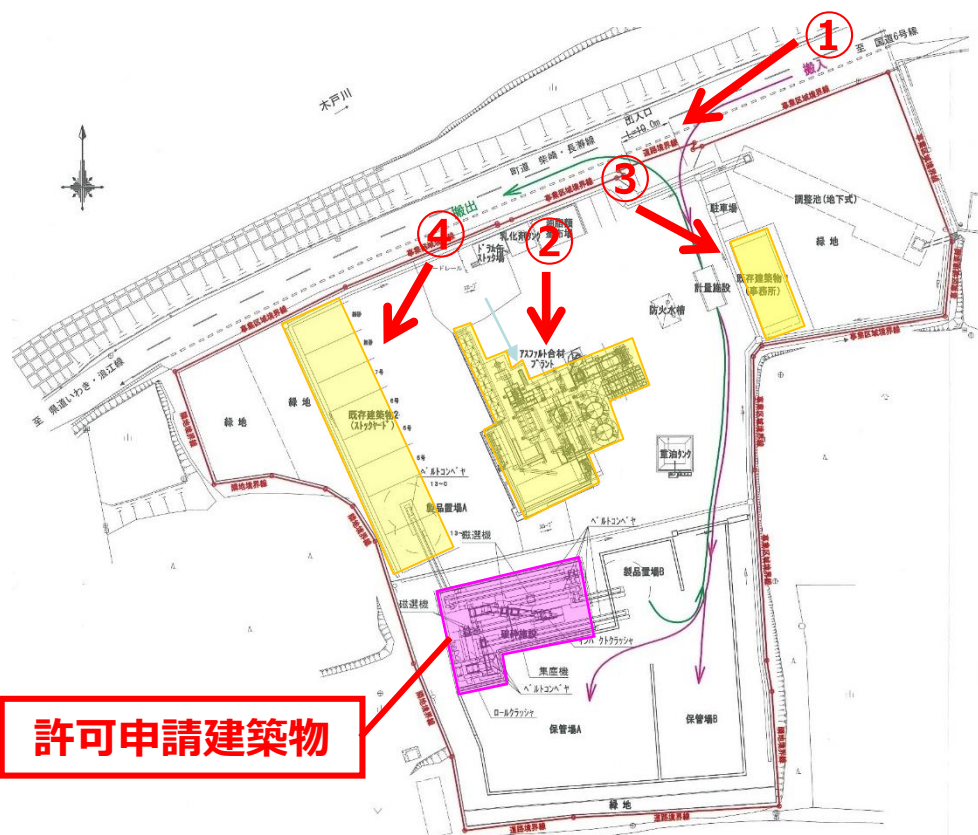
【設置を予定している産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 (仮称) 株式会社ガイアート福島合材工場破碎処理施設
- 所在地 双葉郡楡葉町大字上小埜字中川原 4 4 - 1 の一部 他
- 敷地面積 1 1 , 1 2 2 . 6 8 m²
- 延べ面積 4 6 4 . 0 5 m² (敷地内合計 1,326.53m²)
- 処理の概要 処理する産業廃棄物の種類
がれき類 (コンクリート殻、アスファルト殻)
破碎処理施設 (処理能力 8 0 0 t / 日)
施設の稼働時間 AM 8 : 0 0 ~ PM 5 : 0 0 (実働8時間)

位置図



現地の状況 (既存建築物等)



【写真①】 工場入口部分



【写真②】 アスファルト合材プラント



【写真③】 事務所



【写真④】 ストックヤード

現地の状況 (許可申請建築物 建築予定地)

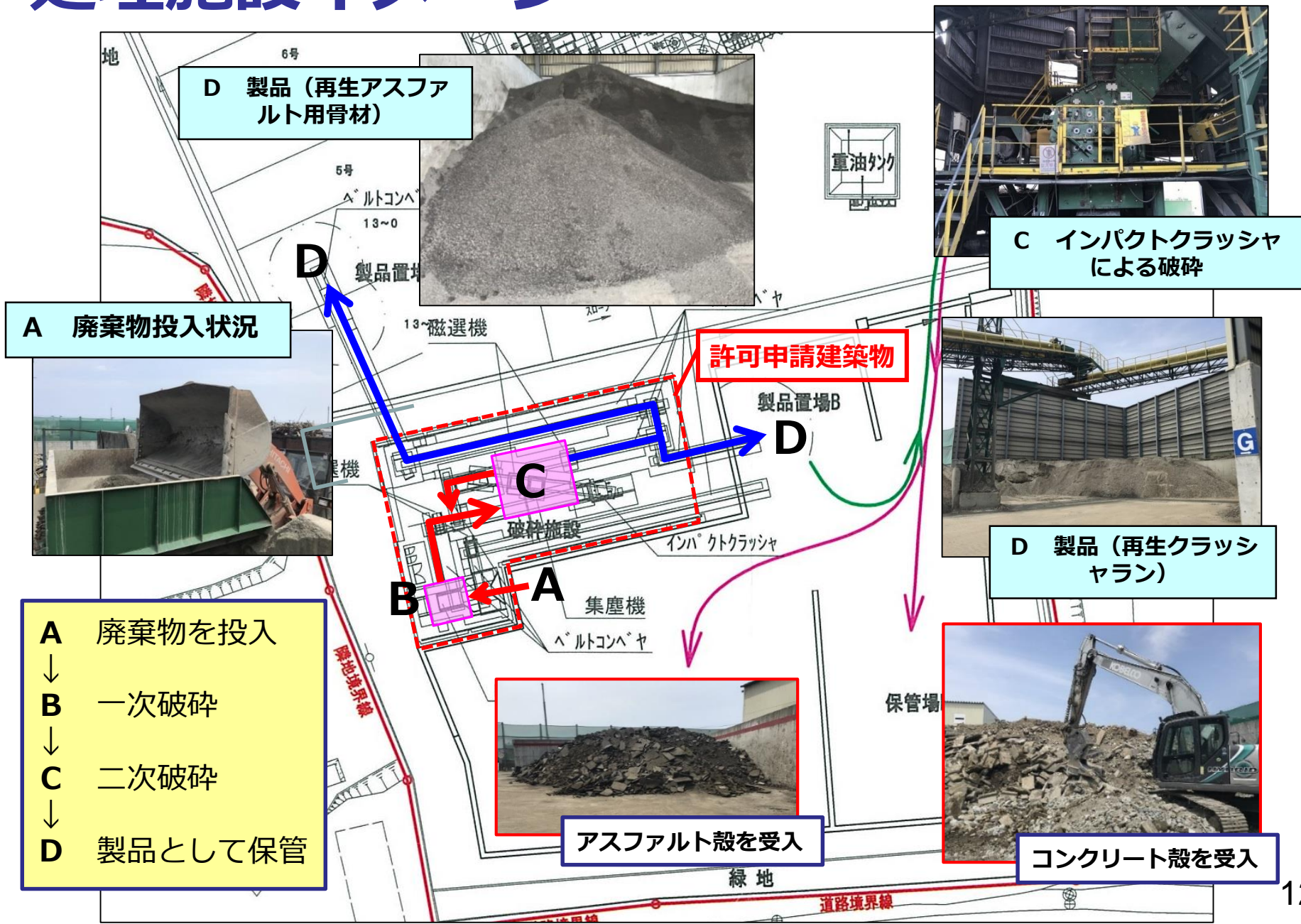


【写真①】建設予定地全景 (南東方向)



【写真②】建設予定地全景 (北西方向)

処理施設イメージ



A 廃棄物投入状況



- A** 廃棄物を投入
- ↓
- B** 一次破碎
- ↓
- C** 二次破碎
- ↓
- D** 製品として保管



C インパクトクラッシャによる破碎



D 製品 (再生クラッシュヤラン)



コンクリート殻を受入



アスファルト殻を受入

建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針

《4つの視点からの都市計画上の支障の有無》

| 基本方針 | 支障の有無 |
|-------------------|--|
| 1 都市計画マスタープランとの整合 | <p>建築予定地は、檜葉町都市計画マスタープランにおける土地利用方針では「優良な農地」とされているが、許可申請建築物は稼働中のアスファルト合材工場の敷地内に設けるものであり、既存の農地を開発するものでない。</p> <p>したがって、都市計画マスタープランと著しく乖離するものではないことから支障はない。</p> |
| 2 土地利用計画との整合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域区分：非設定のため、支障なし ・ 用途地域：指定なしのため、支障なし ・ 地区計画：なしのため、支障なし |
| 3 都市計画施設との整合 | <p>建築予定地は道路、公園等の都市計画施設はないことから支障はない。</p> |
| 4 市街地開発事業との整合 | <p>当該地に市街地開発事業は計画されていないため、支障なし</p> |